部長及び参事官　　刑企発第２１９号
殿　　(生企、地域、少年、捜一)
所　属　長　　令和６年４月16日
５年保存（口訓）
本　部　長

迅速・確実な被害の届出の受理等について（通達乙）

被害の届出の受理については、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）第61条において、被害の届出をする者があったときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならないと規定されている。

迅速・確実な被害の届出の受理等については、「迅速・確実な被害の届出の受理について（通達乙）」（平成31年４月12日刑企発第172号）、「届出人に対する書面交付の実施について」（平成31年４月12日刑企発第173号）（以下「旧通達等」という。）に基づき行っているところ、引き続き、被害者の要望に応える迅速・確実な被害の届出の受理がなされるよう、下記の事項について徹底を図られたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達等は廃止する。

記

１　被害の届出の迅速・確実な受理

(1)　即時受理の原則

被害の届出に対しては、被害者の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理すること。

「明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合」とは、届出人から聴取した届出内容から容易に判断し得るものをいい、改めて捜査又は調査を行い検討することを意味するものではない。また、こうした判断により、被害の届出を受理しなかったものについては、適宜の様式により届出の内容、状況等を記録化し、所属長に報告すること。

なお、「即時受理」とは、例えば警ら中や現場臨場時に被害の届出があった場合に、その場で必ず受理することまでを求めるものではないので、その点留意すること。

(2)　受理に当たる警察官

被害の届出は、迅速・確実に受理できる者が対応すること。

なお、交番等に届出があった場合には、交番等勤務員及び当該被害に係る事件捜査を担当する専務員は、互いに連絡を密にし、その対応に当たること。また、被害の申告を受けた警察官が別の急訴事案に対処する必要があるなど

のため直ちに届出を受理できないときは、他の警察官を当該届出の受理に当たらせるなど適切な措置を講ずること。

(3)　管轄区域外の被害の届出

届出に係る事件が、管轄区域外のものであっても、被害の届出は即時受理すること。

受理に当たっては、届出をしようとする者の負担に配慮し、事件の捜査は被害場所を管轄する警察署等当該事件を捜査することが適当な警察に引き継がれ、当該引継ぎを受けた警察から事情聴取や見分の立会等を要請する場合があることについて説明し、届け先に係る意向を確認すること。

届出をしようとする者が、犯罪地を管轄する警察署等に届け出る意向を示したときは、当該警察署等に対し確実な連絡を行うこと。

(4)　警察署間の情報の共有

被害者が複数の府県警察又は警察署の管轄に属する場所において被害に遭う可能性がある場合には、被害届を受理した警察署等及び他の関係する警察署は、関連情報の共有を図るなど緊密に連携すること。

2　連絡先等に関する書面交付の実施

(1)　書面交付対象事件

被害の届出を受理した事件のうち、「被害者連絡実施要領の制定について（通達甲）」（令和５年５月29日刑企第224号）に定める対象事件を除いたものを対象とする。ただし、各警察署等の実情により、当該対象事件について、書面を交付することとしても差し支えない。

(2)　実施方法

被害の届出を受理した際は、届出人に対し、届出人の警察への問合せ、連絡等の円滑を図るため、連絡先等を記載した書面を交付することができることを説明し、交付を希望した場合には、別添の交付書面に届出の日時、連絡先等を記載し交付することとする。

届出の日時：　　年　　月　　日
（午前・後　　時　　分）

あなたの被害届は

警察署（　　警察庁舎）　　課　　係

・　　交番　・　　駐在所

で受理しました。

本件について、警察に問合せをする場合は

警察署　　課　　係

（電話番号　　－　　－　　内線　　）

に御連絡ください。

※１　お問合せの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時等をお伝えください。
※２　この書面は、被害届の受理証明ではありません。

届出の日時：　　年　　月　　日
（午前・後　　時　　分）

あなたの被害届は

警察署（　　警察庁舎）　　課　　係

・　　交番　・　　駐在所

で受理しました。

本件について、警察に問合せをする場合は

警察署　　課　　係

（電話番号　　－　　－　　内線　　）

に御連絡ください。

※１　お問合せの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時等をお伝えください。
※２　この書面は、被害届の受理証明ではありません。